

令和5年度 西宮市中小企業従業員表彰



候補者の推薦を受け付けます！

西宮市では、市内における中小企業の事業所および中小企業団体の事務所に勤務する従業員に対し、勤労意欲の高揚を図るとともに商工業の振興に寄与することを目的として永年勤続及び優良従業員への表彰を実施しています。

本表彰制度では次の部門において審査の上、表彰者を決定します。

特別永年勤続者

商業並びに工業で35年以上
の永きにわたって良好な成績で勤務された方

永年勤続者

商業で15年以上、工業で20年以上
の永きにわたって良好な成績で勤務された方

優良従業員

- ①商業で7年以上、工業で10年以上
の永きにわたって良好な成績で勤務された方
- ②身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を有する方で3年以上にわたって模範的な職業人として良好な成績で勤務された方
- ③職務に関し有益な研究・発明・考案または改善を行い、能率の増進に寄与した方で、商業にあっては3年以上、工業にあっては7年以上勤務し、事業所等が所属している団体代表の推薦がある方

表彰対象者

表彰対象者は、日本標準産業分類の「卸売業」「小売業」「不動産業」「情報通信業」「運輸業」「サービス業」（以上、【商業】に分類）、「鉱業」「建設業」「製造業」（以上、【工業】に分類）等に属する事業を営む西宮市内の中小企業の事業所等に勤務する従業員です。

※次の方は表彰対象外

- ①法人事業者の代表者及び役員
- ②個人事業者の事業主、事業主の配偶者、事業主と親子関係にある方(独立の生計を営むものを除く)

推薦締切日

8月16日(水)

※郵送の場合は消印有効

表彰基準

裏面『表彰推薦の資格等（注意事項）』及び『西宮市中小企業従業員表彰要綱』（市のホームページにてご確認ください）のとおり。

「西宮市中小企業従業員表彰要綱」掲載ホームページ
<https://www.nishi.or.jp/shisei/jorei/yoko/sangyobunka/y-shoko.files/jyuugyouinhyousyou.pdf>

表彰式

11月22日(水) 午前中

場所:西宮市勤労会館 1階ホール
(西宮市松原町2-37)

推薦方法

市指定の推薦書（6月25日以降の市のホームページ「事業者向け情報」の「産業振興」からダウンロードできます。）に必要事項を記載のうえ、ご提出下さい。ご提出先及び連絡先は下記のとおりです。

連絡先:西宮市役所 商工課

〒662-8567 西宮市六湛寺町10-3(本庁舎8F)
TEL:0798-35-3641 FAX:0798-35-4045

表彰推薦の資格等（注意事項）

1 西宮市内の中小企業の事業所等に勤務する下記要件に該当する従業員（西宮市外に居住でも可）を推薦して下さい。

2 中小企業の範囲（中小企業基本法第2条の規定を適用）

産業分類	①資本金・出資金	②従業員数
小 売 業	5千万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5千万円以下	100人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
製造業、建設業、運輸業等 （情報通信業、不動産業を含む）	3億円以下	300人以下

（注）①資本金・出資金又は②従業員数のどちらかが範囲内であること。

3 商業・工業の区分（西宮市中小企業従業員表彰要綱第2条の規定による）

商 業	卸売業、小売業、不動産業、情報通信業、運輸業、サービス業
工 業	鉱業、建設業、製造業

4 表彰者の資格

(1) 勤続年数

- ① 特別永年勤続者 ・ 商 業……35年以上 ・ 工 業……35年以上
- ② 永年勤続者 ・ 商 業……15年以上 ・ 工 業……20年以上
- ③ 優良従業員 ・ 商 業……7年以上 ・ 工 業……10年以上
 - 研究、発明、考案又は改善を行い、能率の増進に寄与した者
 - ・ 商 業……3年以上 ・ 工 業……7年以上
 - 障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を有する人）
 - ・ 商 業……3年以上 ・ 工 業……3年以上

(2) 次の方は表彰できません

- ① 法人事業者の代表者及び役員
- ② 個人事業者の事業主、事業主の配偶者、事業主と親子関係にある方（独立の生計を営む者を除く。）

5 表彰者の決定 表彰要件を審査のうえ決定します。

6 推薦締切日 令和5(2023)年8月16日（水）（郵送の場合は当日消印有効）

7 表 彰 式 令和5(2023)年11月22日（水）に行う予定です。